

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月28日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第11号

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立学校の管理に関する規則（平成23年佐賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（休業日） 第13条 休業日は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 春季休業日 4月1日から<u>4月5日</u>まで （4）・（5） 略 （6） 学年末休業日 3月25日から<u>3月31日</u>まで （7） 略 2～8 略	（休業日） 第13条 休業日は、次のとおりとする。 （1）・（2） 略 （3） 春季休業日 4月1日から<u>同月6日</u>まで （4）・（5） 略 （6） 学年末休業日 3月25日から<u>同月31日</u>まで （7） 略 2～8 略

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。